

指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

指定特定非営利活動法人から「事業の概要の変更の届出」がありましたので、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 11 条第 2 項の規定により、当該指定特定非営利活動法人の基準の適合について、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 変更の届出内容

(1) 届出を行った法人

指定特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
(平成 26 年 6 月 5 日指定)

※ 詳細については、【資料 3-2 (法人の概要)】参照

(2) 届出内容

事業の概要の変更 (平成 27 年 5 月 22 日届出)

変更前	変更後
① 移動に関する情報提供・相談に関する事業	①移動に関する情報提供・相談に関する事業
② 高齢者及び障害者等に対するサービスに関する事業	②要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業、その他高齢者等に対するサービスに関する事業
	③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、その他障害者等に対するサービスに関する事業
③ 市民活動団体・個人の支援に関する事業	④市民活動団体・個人の支援に関する事業
④ 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業	⑤高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業
⑤ 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業	⑥公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業
⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業	⑦その他この法人の目的を達成するために必要な事業

裏面あり

2 基準の適合について

指定特定非営利活動法人変更届出書等を審査した結果、次の指定基準に適合することを確認しています。

- (1) 指定基準1：市内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

※ 詳細については、【資料3-3（指定基準適合表）】【資料3-4（公益要件の適合について）参照】

3 関係法令

- (1) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号（※）若しくは第4号（※）又は第7条第2項第1号（※）若しくは第3号（※）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- (2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出）

第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 条例第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合

ア 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる基準（条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第4条第1項第1号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款（定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。）

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款の変更をした場合（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。）に限る。次号イにおいて同じ。）

エ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

※○第3条第1項第3号：特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

○第3条第1項第4号：市内における特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域

○第7条第2項第1号：名称

○第7条第2項第3号：主たる事務所及び市内の事務所の所在地

指定特定非営利活動法人の概要

法人名	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
代表者の氏名	理事長 岡村 道夫
主たる事務所の所在地	横浜市中区真砂町三丁目33番地
設立年月日	平成16年11月22日
定款に記載されている目的	<p>「移動の権利は基本的人権の一つ」であると考え、移動支援に関わる団体・個人が連携し、その活動形態の違いを活かし協働することにより移動困難な人に対して、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 移動の手段を確保できること 2. 移動に関する権利が社会的に保障されること <p>上記の実現に関する事業を行い、あらゆる人が自分らしく生きること深く結びつく、移動の自由に寄与すること。</p>
活動分野	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 3 社会教育の推進を図る活動 4 まちづくりの推進を図る活動 5 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動に関する情報提供・相談に関する事業 2 要支援者の介護予防・日常生活支援総合事業、その他高齢者等に対するサービスに関する事業 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス、地域生活支援、及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、その他障害者等に対するサービスに関する事業 4 市民活動団体・個人の支援に関する事業 5 高齢者及び障害を持つ人等が利用しやすい交通システム・まちづくりの学習・検討・提言に関する事業 6 公共交通機関・医療機関・福祉機関・行政・社会福祉協議会、福祉活動団体などとの連携・協働に関する事業
活動地域	市内全域

指定基準適合表

(指定基準3(公益要件)の適合については、【資料3-4】参照)

	要件	特定非営利活動法人 横浜移動サービス協議会
		判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 役員の数にうち役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	
	(2) 各社員の表決権が平等であること	
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	
指定基準5	(4) 不適正な経理が行われていないこと	
	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること	
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類	
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類	
カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類		
指定基準7	事業報告書等を提出していること	
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分違反する事実等がないこと	
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない	
	ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
	イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
	ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者	
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者	
	オ 暴力団の構成員等	
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		
(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
(8) 次のいずれかに該当する法人		
ア 暴力団		
イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
備考1	縦覧期間中の市民からの法人に対する意見	
備考2	実態確認調査日	

指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会
	変更届出書類における法人による説明内容（要約）
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次の（ア）から（オ）の項目を総合的に判断	
（ア）法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	横浜市から補助・委託を受け、横浜市ガイドボランティア事業や、横浜市障害者ガイドボランティア研修会等を実施。
（イ）事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	法人設立以来、安定的に法人運営を行うとともに、「移動の権利は基本的人権の一つ」という理念のもと、“いつでも、誰でも、どこへでも”を合い言葉に、高齢者や障害者等の移動支援に関する様々な事業を拡充。
（ウ）受益の機会が一般に開かれていること	市民向けの研修会やイベントは、ホームページ等で広く参加を呼びかけるなど公開されている。
（エ）自主的・自発的に独立して行われていること	・福祉移動サービス情報を掲載した情報誌の発行や移動相談窓口の開設等を実施。 ・障害児の通学を地域で支援する仕組みづくりの構築に向け、障がい児通学支援協働モデル事業を神奈川県に提案し、平成25年度から県と協働で実施。
（オ）その他、市民の利益に資すること	・移動支援を行っている団体とのネットワーク作りや今後移動支援に取り組みたい団体への支援を行うことで、市内全体の移動支援の向上に取り組んでいる。 ・「障害」についての理解促進を目的に、市民を対象に障害当事者が主催する勉強会やイベント等を企画・実施。 ・カーシェアリングによる障害者の施設通所支援策の検討（横浜市より受託）など、移動支援施策に関して、行政への施策提案を行っている。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある	
行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ①横浜市からの補助・委託等 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市ガイドボランティア事業 ・横浜市障害者ガイドボランティア研修会 ・横浜市障害者福祉タクシー利用券換金業務事務 ・横浜市市民活動推進基金よこはま夢ファンド (障害当事者主催の勉強会やイベント等の開催、障害当事者主体によるコンサートの開催) ②国土交通省からの認定 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省認定講習実施機関として福祉有償運転者講習を実施 ③神奈川県との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・かながわボランティア活動推進基金21（障がい児通学支援協働モデル事業）